⑶　別表５－３「更生債権弁済計画表（約定劣後更生債権）」記載の更生債権
ア　権利の変更
更生計画認可決定の時に、確定債権額全額について免除を受ける。
イ　弁済方法
弁済しない。
⑷　別表５－４「更生債権弁済計画表（租税等の請求権）」記載の更生債権
ア　権利の変更
大阪市の意見を聴取した上で、更生計画認可決定の時に、確定債権額全額について免除を受ける。
イ　弁済方法
弁済しない。
⑸　更生債権者が前記⑴及び⑵の更生債権を重複して有する場合
更生債権者が、前記⑴及び⑵の更生債権を重複して有する場合、権利の変更及び弁済方法は次の定めを適用する。
ア　権利の変更
①　開始後の利息・損害金
更生計画認可決定の時に、全額の免除を受ける。
②　元本等更生債権（敷金返還請求権については確定敷金更生債権額）
更生計画認可決定の時に、元本等更生債権（但し、敷金返還請求権については確定敷金更生債権額）をすべて合計し、当該総合計額(以下「重複債権合計額」という）について前記⑴ア①の表を適用して算出した額（以下「合計免除額」という）の免除を受ける。
イ　弁済方法
前記⑴及び⑵の各更生債権について、重複債権合計額から合計免除額を控除した残額に、各元本等更生債権額（但し、敷金返還請求権については確定敷金更生債権額）を重複債権合計額で除して得られる割合を乗じた金額を、前記⑴及び⑵の各イの定めに従って弁済する。

３　個別条項
⑴　権利の変更
ア　別表５－１「更生債権弁済計画表(一般更生債権)」記載の各更生債権は、更生計画認可決定の時に、同表「免除額」欄記載の額の免除を受ける。
イ　別表５－２「更生債権弁済計画表(敷金返還請求権)」記載の各更生債権は、更生計画認可決定の時に、同表「免除額」欄記載の額の免除を受ける。
但し、具体的敷金額が「免除額」欄記載の額を下回るときは、具体的敷金額の全部について免除を受ける。
ウ　別表５－３「更生債権弁済計画表(約定劣後更生債権)」記載の更生債権は、更生計画認可決定の時に、同表「免除額」欄記載の額の免除を受ける。
エ　別表５－４「更生債権弁済計画表(租税等の請求権)」記載の更生債権は、大阪市の意見を聴取した上で、更生計画認可決定の時に、同表「免除額」欄記載の額の免除を受ける。
⑵　弁済方法
ア　別表５－１「更生債権弁済計画表(一般更生債権)」記載の各更生債権者に対し、同表「弁済額」欄記載の金額を、平成22年６月末日に一括して弁済する。
イ　別表５－２「更生債権弁済計画表(敷金返還請求権)」記載の各更生債権者に対し、同表「権利変更後敷金額」欄記載の金額を、平成22年６月末日または当該敷金返還請求権が具体化した日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日に一括して弁済する。但し、明渡時において未払債務等が存したときは、権利変更後敷金額から未払債務等を当然に控除して弁済すれば足りるものとする。
ウ　別表５－３「更生債権弁済計画表(約定劣後更生債権)」記載の更生債権者に対しては弁済しない。
エ　別表５－４「更生債権弁済計画表(租税等の請求権)」記載の更生債権者に対しては弁済しない。

第４　弁済に関するその他の事項
１　端数の計算
更生担保権及び更生債権に対する免除額の計算において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　弁済の場所
更生計画における弁済は、全て更生会社の本店において行う。本店が移転した場合は、移転した本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が特定の銀行口座等への振込を文書をもって求めたときは、更生担保権者又は更生債権者の指定する銀行口座等への振込により弁済を行う。このとき、振込手数料は更生会社の負担とする。
３　弁済日
弁済日が金融機関休業日に当たるときは、翌金融機関営業日をもって弁済日とする。
４　債権譲渡等の場合の取扱い
更生手続開始日（平成21年３月31日）以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済の方法の定めは、確定更生担保権額又は確定更生債権額を基準として適用する。一部譲渡又は一部移転があった場合、新旧権利者は、譲渡又は移転後の債権額に応じ、免除額を按分して負担し、弁済額を按分して取得する。
５　債務の弁済資金の調達方法
弁済資金は、本件ビルの大阪府に対する売却代金及び更生会社の有する現預金をもって行う予定である。
６　更生計画において予想された額を超える収益金の使途
更生会社の清算費用に充てるものとする。
７　その他の事項
以下に規定する事項はいずれも存しない。
⑴　法第51条１項本文に規定する手続又は処分
⑵　法第108条１項の規定により裁判所に納付された金銭
⑶　知れている開始後債権
⑷　法第171条に規定する債務の負担又は担保の提供
⑸　法第151条１項本文に規定する異議等のある更生債権等で、その確定手続が終了していないもの

第５　共益債権の弁済
平成21年９月末日時点の未払共益債権は、別表６「共益債権一覧表」記載のとおりであり、その概要は次のとおりである。
共益債権者総数　71名
共益債権総額　　金５億6772万5231円
上記未払共益債権及び平成21年10月１日以降に発生する共益債権は、随時弁済する。

第６　担保権等の措置
１　担保権の消滅
更生計画認可決定の時に、更生会社の所有する不動産及び別表４－２「更生担保権弁済計画表（リース物件）」の「担保目的物」欄記載の物件（以下「本リース物件」という）上に存するすべての担保権は消滅する。
２　根抵当権の元本確定
更生計画認可決定の時に、すべての根抵当権の元本は被担保債権たる確定更生担保権額に確定する。
３　リース物件の所有権
本リース物件の所有権は、本リース物件を担保目的物とする更生担保権額の全額を本更生計画に基づいて弁済したときに、各更生担保権者の同意を得て更生会社に移転する。

第７　更生会社の措置
１　定款の変更
更生計画認可決定の時に、更生会社の定款を別表７「定款変更表」記載のとおり変更する。
２　取締役の選任
更生計画認可決定の時に、下記の者を取締役に選任するとともに、代表取締役に選定する。
記
氏名　中井　康之
住所　奈良県生駒市北大和１丁目17番地14
３　現役員の退任
更生計画認可決定の時に、更生会社の現在の取締役、監査役及び会計監査人は、全員、退任する。